

まちづくりにご意見を

市では、平成32年度を初年度とする新たな総合計画を策定しています。この計画に市民の皆さんの声を反映させるため、計画案の審議を行う桐生市総合計画審議会市民委員の募集、市民提言の募集および市民アンケート調査を実施します。

問い合わせは、企画課企画担当（☎内線525）へ。

桐生市総合計画審議会 市民委員の募集

市民の代表として審議会に参加し、意見や提言などを述べていただきます。審議会は、市民委員のほか、有識者や各種団体から選出された委員で構成します。

▼応募要件

市内に1年以上居住し、平成30年4月1日現在で18歳以上の人（高校生を除く）で、会議に出席できる人

▼応募内容

①論文の提出
テーマⅡ「人口減少社会におけるこれからの桐生のまちづくり」

内容Ⅱ本格的な人口減少社会が到来し、今後もその傾向が続くと見込まれる中、自立的で持続的な発展を目指し、これからの桐生市はどのようなまちづくりを進めていくべきか、まちづくりに関する自

分自身の考え（800文字程度）。

提出方法Ⅱ様式は問いません。

住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を必ず記入し、直接（午前8時30分から午後5時15分まで、土、日、祝日を除く）または郵送で企画課（市役所3階、〒376-8501桐生市役所）へ。フ

またはEメール（kikaku@city.kiryu.lg.jp）でも提出できます。

提出期限Ⅱ9月21日（金）まで※消印有効

②選考方法

提出された論文を選考委員会で審査し、応募者の中から若干人を選出します。選考結果は、応募者全員に通知します。

③審議会委員の委嘱

選出された人を桐生市総合計画審議会の委員として委嘱します。

任期Ⅱ平成30年10月から平成31年9月まで（予定）
会議Ⅱ2か月に1回程度、平日の昼間に開催します。1回につき2〜3時間程度を予定しています。

市民提言の募集

今後の桐生市のまちづくりに対する提言を募集します。

▼応募要件

市内に居住、または勤務・通学している人

▼応募方法

市民提言記入用紙に記入し、

直接（午前8時30分から午後5時15分まで、土、日、祝日を除く）または郵送で企画課（市役所3階、〒376-8501桐生市役所）へ。フ

またはEメール（kikaku@city.kiryu.lg.jp）でも提出できます。

記入用紙は、市ホームページや同課、新里・黒保根支所

市民生活課、各公民館にあります。

受付期間Ⅱ9月3日（月）から10月5日（金）まで※消印

有効

市民アンケート調査の実施

9月中旬に、住民基本台帳から無作為に選んだ2000人あてにアンケート用紙を郵送します。

市民の皆さんが日々の生活のなかで感じていることや、地域について実感していることなどについてお聞きしますので、届いた人は、回答を記入のうえ、期日までに同封した返信用封筒で返送してください。

インキュベーション オフィスでは 起業を応援します

インキュベーションオフィス（創業者入居支援施設）は、起業に関心のある人や新たな分野の事業化を目指す人を支援するためのビジネス拠点で、貸しオフィスと専門家による経営支援を行っています。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

入居者を募集

貸しオフィスには、机や椅子、電話、高速インターネット回線を完備し、すぐに仕事を始めることができます。入居を希望する人は、産業政策課産業政策係（☎内線584）へご相談ください。

起業に関する相談

専門家による経営支援として、起業や事業化などビジネスに関する相談に応じています。

次のような相談がある人は、お気軽にお越しください。

- 起業に関心がある
- 新しく事業を始めたい
- 事業が思うように進まない

期日＝毎週月曜日・水曜日

時間＝午前9時～午後5時

申し込み＝インキュベーションオフィス（☎30-3690）へ。





新しい浄水場の建設を進めています

梅田町四丁目（旧梅田清流広場）に、（仮称）梅田浄水場の建設を進めています。現在進めている第1期工事は、昭和45年に建設された老朽化が著しい上菱浄水場に代わる同等規模の浄水場を建設するもので、平成33年3月の完成を目指しています。問い合わせは、水道同工務課浄水場建設係（☎内線332）へ。

工事の進捗状況

現在の工事の進捗状況は、本体工事では、着水井と沈澱池・ろ過池の工事が完了し、場外の配管工事では、（仮称）梅田浄水場から上菱浄水場までの送水管布設工事が完了しています。

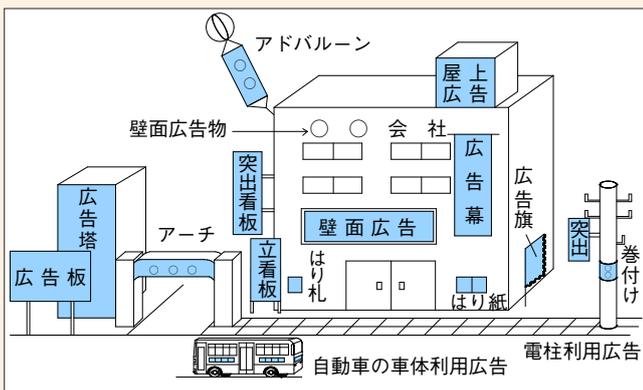
今年度は、場内の擁壁工事と配管工事、桐生川ダムから（仮称）梅田浄水場への導水管布設工事に着工し、昨年度から引き続き浄水池の建設を進めています。また、9月以降、管理棟と排水池・排泥池の築造工事、場内設備として機械設備工事と電気設備工事に着工します。

第1期工事完成後の予定

第1期工事完成後は、その後の水需要の動向や社会状況などを勘案し、第2期、第3期と段階的に整備する予定です。

屋外広告物適正化旬間

屋外広告物の適正化についての意識啓発を図るため、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」としています。この機会に屋外広告物の安全対策や景観との調和に努めましょう。



屋外広告物の種類イメージ

屋外広告物を表示する際は手続きを

屋外広告物とは、営利、非営利を問わず、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に向けて表示される広告物のことです。

屋外広告物を無秩序に表示すると、まちの景観を損ねたり、道路交通を妨げたりすることになるため、市では屋外広告物の種類や表示場所などによる基準を定めています。

屋外広告物を表示する際は、原則として市の許可が必要になるので忘れずに申請しましょう。

制度の概要をまとめた、「屋外広告物の手引」は、市ホームページで閲覧できます。

定期的な安全管理を

屋外広告物が適正に管理されていないと、老朽化により落下や倒壊の危険性が高まります。定期的な管理を心掛け、適正な状態に保ちましょう。

問い合わせは、都市計画課景観係（☎内線788）へ。